

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会

令和元年7月31日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1800070 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1900010 号

## 第 1 結論

平成 7 年 4 月から同年 6 月までの請求期間については、既に国民年金保険料が納付済みとして記録されていることから、訂正することはできない。

また、平成 7 年 7 月から平成 8 年 7 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 47 年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 7 年 4 月から平成 8 年 7 月まで

私の国民年金について、今回、請求期間の保険料が未納であるとの指摘を受けた。しかし、請求期間の保険料については、平成 8 年 7 月に A 市 B 区役所から「未納ですので至急納付してください。」と連絡を受けたことから、母親と私が区役所に出向き、その際におそらく 40 歳代の担当者か責任者と思われる男性職員から、「ご迷惑をお掛けしたので、少し割り引かせていただきます。」と言われたことも記憶しており、その場で全額現金で納付したので、未納ということは絶対にない。

また、今回の年金記録訂正請求書を提出した後、請求期間のうち、平成 7 年 4 月から同年 6 月までの保険料については、過去に誤って還付されているため、保険料を納付していた期間として記録を訂正することとしたとの説明を年金事務所から受けたが、還付に関する書類が送付され、還付金を請求し、受け取ったということは全く覚えがなく、納得できない。さらに、残る平成 7 年 7 月から平成 8 年 7 月という中途半端な期間が、なぜ未納となるのか分からない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

- 1 社会保険庁（当時）が処理したオンライン記録から読み取れる請求者の年金記録の変遷について、請求者の国民年金手帳記号番号（平成 8 年 12 月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）は、平成 5 年 3 月頃に払い出されており、請求者が 20 歳に到達した平成 4 年 \* 月 \* 日に国民年金の被保険者資格を取得し、当該国民年金手帳記号番号に基づき保険料の納付が開始されている。

その後、請求者の国民年金の被保険者資格については、平成 7 年 4 月 3 日に

喪失する事務処理が平成7年5月30日付けで行われ、一旦は被保険者資格を喪失したものとして取り扱われていたものの、平成10年8月20日付けで、この喪失する事務処理を取り消す処理が行われている。これにより、20歳から当該取消し処理が行われるまでの間は、被保険者資格を喪失することなく、空白なく継続して国民年金の被保険者であったものとして訂正がなされ、上述の国民年金手帳記号番号が平成10年9月24日付けで基礎年金番号（平成9年1月から使用されている制度共通の記号番号）として付番されている。

また、請求者の所持する年金手帳の国民年金の記録（1）欄には、一連の事務処理に係る記載はされていないが、国民年金法施行規則第3条によれば、被保険者は、資格喪失に関する事項を市町村長に届出し、「氏名及び住所」、「資格喪失の年月日及びその理由」及び「年金手帳の国民年金の記号番号」を記載した届書に国民年金手帳を添えて、当該事実があった日から14日以内にこれを市町村長に提出することになっており、国民年金市町村事務取扱準則第15条第2項によれば、資格喪失届に添えて手帳が提出されていなかった者から、後にその手帳が提出されたときは、当該手帳の所定欄に資格喪失年月日を記入し、これを被保険者であった者に返付するものとする規定されている。

そのほか、請求期間のうち、平成7年4月から同年6月までについては、上述のとおり、一旦は被保険者資格を喪失し、その後、被保険者資格が継続したものと取り扱われていた期間となり、日本年金機構において、当該期間の保険料は、当時、還付されていた事跡が確認できたため、請求者が年金記録訂正請求書を提出した後の平成30年7月6日付けで納付記録を追加し、現在、納付済みとされるに至っている。

- 2 本件訂正請求における請求期間は16か月となるが、そのうち保険料が未納とされている期間は13か月と比較的短期間であり、その前後の保険料は納付済みである。

また、請求者は、この未納とされている期間以外の国民年金の加入期間において保険料の未納はなく、請求者の保険料を納付したとする母親は、国民年金の加入期間の保険料を全て納付しているため、請求者及びその母親の保険料の納付意識は高かったものとみられる。

- 3 請求期間のうち、平成7年4月から同年6月までに関して、請求者は、当該期間の保険料を還付された覚えはない旨の主張をしている。

しかしながら、社会保険庁が処理したオンライン記録の一部である被保険者記録照会（過誤納）の過誤納記録欄を見ると、請求期間のうち、平成7年4月から同年6月までの保険料に関しては、過誤納理由は「誤検認 無資格期間納付」、発生年月日は「平7. 9. 21」、金額は「35,100円」として過誤納が生じたため、還付されるに至っており、還付請求記録欄をみると、郵便局払いとして記録されていることが確認できる。

このことに関して、A市が作成・処理した国民年金被保険者名簿の受付記録欄及び備考欄を見ると、平成7年9月20日付けで、還付請求期間を平成7年4月から同年6月までとする還付請求書が受け付けられていたことが確認でき、これは、上述のオンライン記録の過誤納発生年月日とも時期的な整合性がある。

また、A市が作成・処理した平成7年度に係る国民年金保険料検認状況一覧票（作成年月日は平成8年5月17日付けの帳票）の還付金額欄においても、35,100円が還付されていたことが記録されている。

さらに、戸籍の附票によると、請求者は、上述の還付関連の処理が行われたとされている時期が含まれる平成6年8月から平成10年8月までの間は、A市内の同一住所地に住所を定めており、還付関連の送付物が送達されないこととなる住所変更などの特段の事由も見当たらないところ、社会保険庁が処理したオンライン記録の一部である被保険者記録照会（過誤納）の還付請求者記録欄を見ると、その還付請求者住所欄にも、請求者の当時の住所地が記録されている。

これら複数の行政機関が作成・処理に関与していた帳票類に保険料の還付に係る記録が残されていること、及び還付関連の送付物を受領し得る状況であったと推察されることを踏まえると、請求期間のうち、平成7年4月から同年6月までの保険料が還付されていなかったとは言い難い。

なお、請求期間のうち、平成7年4月から同年6月までについては、日本年金機構において、平成30年7月6日付けで納付記録を追加し、現在、納付済みとされるに至っているが、これは国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する事務処理要領第169号に基づき行われた処理であるため、妥当な処理である。

- 4 前記のとおり、社会保険庁が処理したオンライン記録によると、請求者に係る国民年金の被保険者資格は、平成7年4月3日に喪失する事務処理が平成7年5月30日付けで行われ、一旦は被保険者資格を喪失したものとして取り扱われていたものの、平成10年8月20日付けで、この喪失する事務処理を取り消す処理が行われている。

このことに関して、A市が作成・処理した国民年金被保険者名簿の資格喪失欄を見ると、平成7年4月3日に被保険者資格を喪失する事務処理は、平成7年4月26日付けで行われたと判読できるゴム印が押されているほか、同名簿の備考欄を見ると、平成7年4月3日に喪失する事務処理は誤りであったため、平成10年8月12日付けで取消し処理をした旨のメモ書きが残されており、これら記載されている処理日は、オンライン記録とも時期的に整合性がある。

また、A市が作成・処理した平成6年度に係る国民年金保険料検認状況一覧票（作成年月日は平成7年5月17日時点の帳票）及び平成7年度に係る国民年金保険料検認状況一覧票（作成年月日は平成8年5月17日時点の帳票）の得喪歴史欄を見ると、請求者については、これら帳票作成時点において、平成7年4月3日に既に被保険者資格を喪失していた被保険者として取り扱われていたことが記録されている。

さらに、戸籍の附票によると、請求者は、平成10年8月23日に住民票上の住所地をA市からC市へ変更したとされているところ、上述のA市の国民年金被保険者名簿における平成10年8月12日付けで取消し処理をした旨のメモ書き部分には、同日に国民年金に係る市外転出届を行った旨の記載及び備考欄に、その事務処理は平成10年8月22日付けで行われた旨のゴム印も確認で

きる。

加えて、請求者の親族（母親及び兄）に係るA市が作成・処理した国民年金被保険者名簿の備考欄を見ると、これら親族の国民年金に係る市外転出届の事務処理は、いずれも平成10年8月12日付けで行われたと判読できるゴム印が押されており、請求者以外の親族に係るA市の事務処理状況は、請求者に係る国民年金被保険者名簿のメモ書き部分の記載内容とも時期的に整合性がある。

これら複数の行政機関が作成・処理に関与していた帳票類の記録状況を考慮すると、請求者の被保険者資格の喪失とその取消しの一連の事務処理の記録は、作為的、事後的に行われていたものではなく、事務処理の過程で生じた誤りを正すための事務処理が適宜行われていたことが記録されているものと考えられる。

- 5 上記を前提として、請求期間のうち、平成7年4月から同年6月までの保険料は還付されていたこと及び還付請求書が受付された時期から推察すると、請求者は、平成7年度（平成7年4月から平成8年3月まで）の保険料を現年度保険料として納付するためのA市発行の納付書を所持していた可能性がある。

また、請求期間のうち、平成8年4月から同年7月までに関して、上記のとおり、請求者に係る被保険者資格は、平成7年4月3日に喪失する事務処理が行われ、一旦は喪失したものとして取り扱われていたため、請求者に対して平成8年度（平成8年4月から平成9年3月まで）の保険料を現年度保険料として納付するためのA市発行の納付書は作成されていなかったものと考えられ、請求者は、請求期間のうち、平成8年4月から同年7月までの保険料を現年度保険料として納付することはできなかったものとみられる。

さらに、請求者に係る被保険者資格を喪失する事務処理が誤りであったことから、オンライン記録では平成10年8月20日付けで取消し処理が行われたことが確認できるところ、この取消し処理が行われた時期を基準とすると、請求期間の大半の保険料については、既に2年の時効が成立しており、過年度保険料として遡って納付するための社会保険庁発行の納付書は発行されていなかったものとみられる。

加えて、社会保険庁が処理したオンライン記録の一部である被保険者記録照会（納付I・過不足納）の納付記録I収納年月日欄を見ると、社会保険庁発行の納付書により過年度保険料として、請求期間直後の平成8年8月の保険料については、時効間際かつ請求者に係る基礎年金番号が付番された直後の平成10年9月28日付けで遡って納付されていることが確認でき、平成8年9月から平成10年3月までの保険料については、平成10年10月30日付け及び平成10年12月15日付けで遡って納付されていることが確認できることから、当時、請求者に係る被保険者資格を喪失する事務処理が誤りであり、その取消し処理が行われた後に、納付時点で時効が成立していない期間の保険料の納付が開始されていた状況がうかがわれる。

- 6 請求者の主張に沿って、請求期間の保険料を納付するためには、前記の平成5年3月頃に払い出された国民年金手帳記号番号以外の別の手帳記号番号が払い出され、当該別の手帳記号番号に基づき被保険者資格を取得していれば、

制度上、請求期間の保険料を納付することが可能であったこととなる。

しかしながら、請求者に関しては、戸籍及びその附票によると、請求期間前後において、氏名及び生年月日についての変更、訂正等はなく、住所地についても変更はないため、国民年金に係る事務の管轄は変わっていないことを踏まえ、請求期間当時、別の手帳記号番号が新たに払い出されるに至る可能性は低いものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、前記の平成5年3月頃に払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出され、請求期間に係る国民年金の被保険者資格を取得していた形跡は見当たらない。

さらに、請求者の主張を踏まえA市に対して、請求者に係る被保険者資格の喪失、その喪失の取消し処理に関連する書類の保管状況等を確認したものの、同市は、平成21年度にD社会保険事務局（当時）から各区保険年金課及び健康福祉局保険年金課で保管している国民年金被保険者名簿等の移管を求められ全て提供しているため、同市には残っていない旨回答している。

あわせて、請求者及びその母親が記憶する窓口で対応したとするA市の職員「おそらく40歳代の担当者か責任者と思われる男性職員」について、同市に確認したものの、同市は、在籍していた者の氏名については確認できるが特定しかねる旨回答しており、請求者も領収書を所持していないことから、当時の状況を確認することができない。

加えて、請求者が請求期間直後の平成8年8月分以降の保険料を納付したとする金融機関に対して、請求期間前後を含めた請求者に係る保険料の納付に係る領収済通知書等、当該取引に係る関連書類等、電子記録等の保管状況、及び還付関連書類等の保管状況を確認したものの、同金融機関は、保存・保有期間10年経過のため、調査できなかつた旨回答している。

このほか、請求者が保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 7 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間のうち、平成7年4月から同年6月までの期間については、既に国民年金保険料が納付済みとして記録されていることから、訂正することはできない。

また、請求者が請求期間のうち、平成7年7月から平成8年7月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。